

議案第1号

野田市総合教育会議運営要項案について

野田市総合教育会議運営要項を次のとおり定める。

野田市総合教育会議運営要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、野田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

2 総合教育会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を、あらかじめ構成員に書面で通知して行うとともに、市のホームページ等に掲載して公表するものとする。

3 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対し総合教育会議の招集を求めるときは、書面をもって行う。

4 総合教育会議は、定例会として年2回、開催する。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4第4項に規定する教育委員会の求めがあったときその他必要に応じて、随時、総合教育会議を招集することができる。

（協議題及び協議事項）

第3条 総合教育会議に、市長から協議・調整を申し出ることができる事項は、法第1条の4第1項に掲げる事項のほか、法第22条に規定される市長の権限に関わる事項に限定するものとする。

2 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。

（会議の非公開）

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。ただし、会議開会後に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。

(会議の傍聴)

第5条 総合教育会議の傍聴については、野田市教育委員会傍聴人規則（昭和59年野田市教育委員会規則第3号）の規定の例による。

(議事録)

第6条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1)出席者の氏名
- (2)議題
- (3)出席者の発言の概要
- (4)その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要項は、平成27年8月 日から施行する。

野田市総合教育会議運営要項（案）について

1. 総合教育会議運営要項制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第1条の4第9項に同法第1項から第8項に規定するもののほか、総合教育会議の運営に必要な事項は、総合教育会議が定めるものとしていることから、総合教育会議の運営に関する内規としての運営要項を定める。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(総合教育会議)

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

2. 法定事項

地教行法における総合教育会議の法定事項は次のとおりであり、要項を定めるに当たってはこのほかの必要な事項について定める。

(所掌事務)【地教行法第1条の4 第1項】

- ・教育行政の大綱の策定に関する協議
- ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策に関する協議
- ・児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

(組織)【地教行法第1条の4 第2項】

- ・市長及び教育委員会をもって構成

(招集)【地教行法第1条の4 第3項及び第4項】

- ・市長が招集
- ・教育委員会がその権限に属する事務に関して協議する必要があると考える時は、市長に総合教育会議の開催を求めることができる。

(意見の聴取)【地教行法第1条の4 第5項】

- ・協議に際して、必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)【地教行法第1条の4 第6項】

- ・会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)【地教行法第1条の4 第7項】

- ・総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

(調整結果の尊重)【地教行法第1条の4 第8項】

- ・総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(委任)【地教行法第1条の4 第9項】

- ・この要項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

3. 制定内容

第1条 趣旨

制定に趣旨については、法に定めるもののほか、必要な事項を定めることとする。

(趣旨)

第1条 この要項は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、野田市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 会議

市長が議長となることを定めるほか、招集の手続き、定例会の回数を定める。

なお、定例会の回数は年2回とし、開催時期は4月及び10月を想定するが、要項上は、柔軟な対応が取れるよう明記しないこととする。

(会議)

第2条 総合教育会議は、市長が招集し、議長となる。

2 総合教育会議の招集は、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき案件を、あらかじめ構成員に書面で通知して行うとともに、市のホームページ等に掲載して公表するものとする。

3 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対し総合教育会議の招集を求めるときは、書面をもって行う。

4 総合教育会議は、定例会として年2回、開催する。

5 前項の規定にかかわらず、市長は、法第1条の4第4項に規定する教育委員会の求めがあったときその他必要に応じて、随時、総合教育会議を招集することができる。

第3条 協議題及び協議事項

第1回総合教育会議で決定した協議題及び協議事項と大綱策定の方法について次のとおり規定する。

(協議題及び協議事項)

第3条 総合教育会議に、市長から協議・調整を申し出ることができる事項は、法第1条の4第1項に掲げる事項のほか、法第22条に規定される市長の権限に関わる事項に限定するものとする。

2 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。

第4条 会議の非公開

あらかじめ会議を非公開とした場合の公表について規定する。

(会議の非公開)

第4条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を公開しないこととした場合は、あらかじめ、その旨を公表することとする。ただし、会議開会後に公開しないことを決定した場合は、この限りでない。

第5条 会議の傍聴

会議の傍聴については、野田市教育委員会傍聴人規則の例によることとする。

(会議の傍聴)

第5条 総合教育会議の傍聴については、野田市教育委員会傍聴人規則（昭和59年野田市教育委員会規則第3号）の規定の例による。

第6条 議事録

議事録の記載内容と公表する部分について規定する。

(議事録)

第6条 議事録には、次に掲げる事項を記載する。

- (1)出席者の氏名
- (2)議題
- (3)出席者の発言の概要
- (4)その他必要と認める事項

2 議事録は、法第1条の4第6項により非公開で実施した部分を除き、公表するものとする。

第7条 庶務

総合教育会議の事務局は教育委員会事務局教育総務課に置くこととしているので次のとおり庶務の処理について規定する。

(庶務)

第7条 総合教育会議の庶務は、教育委員会事務局生涯学習部教育総務課において処理する。

第8条 補則

要項に定めるもののほか、必要な事項は会議で定めることとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、総合教育会議の運営について必要な事項は、総合教育会議が定める。